

2015年度法務研究科法務専攻教育課程表 (2015年度入学者から適用 ただし2015年度入学の法学既修者を除く)

配当群	1 年 次				2 年 次				3 年 次				修了要件 単位数			
	授 業 科 目	単 位	開講学期 前 後		担 当 者	授 業 科 目	単 位	開講学期 前 後		担 当 者	授 業 科 目	単 位		開講学期 前 後		担 当 者
法 律 基 本 科 目	①	◎公法 (人権)	2	○	岩間	◎公法 (行政救済法)	2	○	安達	◎公法演習 II	2	○		安達	12	
		◎公法 (統治機構)	2	○	岩間	◎公法演習 I	2	○	岩間					中村(俊)		
		◎公法 (行政法総論)	2	○	安達	●憲法訴訟特論	2	○	岩間							
	②		◎民法 (総則・物権)	4	○	角田	◎商法 I	2	○	木下	◎民法法演習 IV	2	○		丸山(茂)	40
			◎民法 (債権総論・担保物権)	4	○	鶴藤	◎商法 II	2	○	木下	◎民法法演習 V	2	○		仁平	
			◎民法 (債権各論)	4	○	鶴藤	◎民事訴訟法 II	2	○	栗田	◎民法法演習 VI	2	○		木下	
			◎民法 (親族・相続)	2	○	丸山(茂)	◎民事訴訟法 I	2	○	鶴藤					澤田	
			◎民事訴訟法 I	4	○	栗田	◎民法法演習 I	2	○	鈴木(義)	◎民法法演習 II	2	○		栗田	
			●民法特論 A	2	○	角田	◎民法法演習 II	2	○	角田	◎民法法総合演習 I	2	○		仁平	
		●民法特論 B	2	○	鶴藤	◎民法法演習 III	2	○	鈴木(義)	◎民法法総合演習 II	2	○		鶴藤・角田・栗田		
								鶴藤					仁平・中村(壽)	14		
	◎刑法総論 I	2	○	近藤	◎刑事訴訟法	4	○	白取	◎刑事法演習 II	2	○		近藤・白取			
	◎刑法総論 II	2	○	近藤	◎刑事法演習 I	2	○	近藤・白取					仁平・古田			
	◎刑法各論	2	○	近藤	●刑事法特論	2	○	仁平・古田					近藤・白取	10		
実務基礎 科目					◎法曹倫理	2	○	中村(俊)	裁判外紛争処理(ADR)特講	2	○		本間			
					◎民事実務	2	○	澤田	法文書作成 II	2	○		桑名			
					◎刑事実務	2	○	仁平	法文書作成 III	2	○		桑名			
					リーガルクリニック	2	○	※1	登記実習	1	○		小森谷			
					要件事実論	2	○	仁平・笈川	エクスターンシップ	1	○		本間			
					法文書作成 I	2	○	中村(俊)								
基礎法学		◎法情報学	2	○	中村(壽)	法哲学	2	○	西村					26		
		比較法	2	○	小森田	法社会学	2	○	丸山(茂)							
		日本近現代法史	2	○	村上	家族と紛争	2	○	丸山(茂)							
隣接科目		会计学	2	○	照屋	地方自治論	2	○	柴田					26		
		政治学	2	○	山田(徹)	自治体経営論	2	○	幸田							
展 開 ・ 先 端 科 目		司法制度論	2	○	中村(壽)	倒産処理法	2	○	中村(壽)	社会保障法	2	○		橋本	26	
						倒産処理法特論	2	○	中村(壽)	経済法	2	○		細田		
						自治体法	2	○	鈴木(秀)	経済法特論	2	○		細田		
						国際関係法	2	○	阿部	消費者法	2	○		鈴木(義)		
						国際人権法	2	○	阿部	金融法	2	○		鈴木(義)		
						環境法	2	○	小幡	資本市場と法	2	○		渡辺		
						環境法特論	2	○	小幡	企業取引と決済	2	○		木下		
						教育法	2	○	安達	情報公開法制	2	○		森田		
						労働法	2	○	坂本	税法	2	○		藤井		
						労働法特論	2	○	坂本	税法特論	2	○		藤井		
						知的財産法	2	○	隈元	刑事政策	2	○		丸山(泰)		
						知的財産法特論	2	○	隈元	◆国際人権法演習	2	○		阿部		
						中小企業法	2	○	澤田	◆自治体法務演習	2	○		休講		
						医事法	2	○	間部							
						少年法	2	○	仁平							
						国際私法	2	○	山田(恒)	研究論文指導 I	2	○		※2		
					国際私法特論	2	○	山田(恒)	研究論文指導 II	2	○					

※1リーガルクリニック担当者：専任教員全員、三宮、本間

※2研究論文指導担当者：安達、阿部、栗田、近藤、白取、角田、鶴藤、中村(壽)、丸山(茂)、木下

【備考】

◎は必修科目を示す ●は新設科目を示す ◆は隔年開講科目を示す

履修方法

1. 授業科目の履修は、教育課程表のうちから102単位以上を選択履修すること。その内訳は次のとおりとし、1年間に履修登録できる単位数は1年次については42単位、2年次については40単位、3年次については44単位以内とする。
 - (1) 法律基本科目①から12単位
 - (2) 法律基本科目②から40単位
 - (3) 法律基本科目③から14単位
 - (4) 実務基礎科目から10単位以上
 - (5) 基礎法学、隣接科目、展開・先端科目の各配当群から26単位以上
2. 法学既修者については、教育課程表上1年次を2年次、2年次を3年次として扱う。この場合、1年次配当の法律基本科目28単位（「公法（行政法総論）」を除く必修科目）はすでに修得したものとみなす（但し、「民事訴訟法 I」の4単位については単位修得したものとみなされないことがある）。また上記1にかかわらず、2年次に履修登録できる単位数は、法学既修者認定に際して免除科目とならなかった「民事訴訟法 I」を修得する場合に限り、44単位以内とする。
3. 2年次に「市民と自治体コース」「地域と企業コース」のいずれかのコースを選択し、その選択したコースに列挙された以下の科目群から3科目（6単位）以上を修得しなければならない。

「市民と自治体コース」 会计学、地方自治論、自治体経営論、自治体法、国際人権法、環境法、環境法特論、教育法、社会保障法、消費者法、情報公開法制、企業取引と決済、税法、税法特論

「地域と企業コース」 会计学、倒産処理法、倒産処理法特論、環境法、環境法特論、労働法、労働法特論、知的財産法、知的財産法特論、中小企業法、消費者法、金融法、企業取引と決済、税法、税法特論

4. 「倒産処理法」、「経済法」、「環境法」、「労働法」、「知的財産法」、「税法」、「国際私法」を修得した場合のみ、それぞれの「特論」科目を履修できるものとする。

進級要件（1年次から2年次）

1年次終了までに、1年次配当の必修科目の単位数（32単位）のうち20単位以上を修得し、かつ、1年次配当の法律基本科目（必修科目）のうち①公法系より4単位以上、②私法系より10単位以上、③刑事系より4単位以上を修得していなければならない。

修了要件

1. 法務研究科の修了要件は、本研究科に3年以上在学し、各科目について定められた所定単位を修得することとする。
2. ただし、法学既修者であると本研究科が認めた者の修了要件は、1にかかわらずその在学期間を2年以上とする。
3. 修了認定時におけるGPAが1.8以上であること。